

令和5年度 横浜市保育所等利用案内(旭区版) (令和5年5月入所以降)

申請前にご確認ください

保育所等の利用申請方法は

窓口 又は **郵送**

となります。



利用案内に大切な事が
いっぱい書いてあるよ!



ただし、下記に該当する方は、必ず窓口での申請が必要になります。

- 1 保育において、特別な配慮が必要なお子様
- 2 横浜市外の保育所を1園でも希望される方

→詳細は裏面(利用案内(旭区版)P2)

・現在、横浜市外にお住まいで旭区の保育所を利用したい方

申請時点でお住まいの市区町村を通しての申請となります。提出いただく書類や提出期限等について、必ずお住まいの市区町村及び旭区の両方に、申請前にご相談ください。

申請期間・申請方法等について

受付期間

締切日【**必着**】です。(不足・不備書類の追加提出期限も同様)

利用開始月	申請開始日	申請締切日
令和5年 5月	令和5年 3月 13日 (月)	令和5年 4月 10日 (月)
令和5年 6月	令和5年 4月 11日 (火)	令和5年 5月 10日 (水)
令和5年 7月	令和5年 5月 11日 (木)	令和5年 6月 9日 (金)
令和5年 8月	令和5年 6月 12日 (月)	令和5年 7月 10日 (月)
令和5年 9月	令和5年 7月 11日 (火)	令和5年 8月 10日 (木)
令和5年 10月	令和5年 8月 14日 (月)	令和5年 9月 8日 (金)
令和5年 11月	令和5年 9月 11日 (月)	令和5年 10月 10日 (火)
令和5年 12月	令和5年 10月 11日 (水)	令和5年 11月 10日 (金)
令和6年 1月	令和5年 11月 13日 (月)	令和5年 12月 8日 (金)
令和6年 2月	令和5年 12月 11日 (月)	令和6年 1月 10日 (水)
令和6年 3月	令和6年 1月 11日 (木)	令和6年 2月 9日 (金)

申請方法

郵送 または 窓口

＜郵送先＞ 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12
旭福祉保健センター こども家庭支援課保育担当 宛

※提出書類について、お電話での到着確認は行っておりません。必要に応じて簡易書留等をご利用ください。

必要書類

「令和5年度横浜市保育所等利用案内(P16~19)」をご覧ください。

結果通知

利用開始月の前月21日頃に発送

提出前にご確認ください。

○書類は、原本をご提出ください。**ご提出された書類は返却できません。**

提出書類の写しが必要な方は、提出前に写しをお取りください。

ご提出の前に、就労証明書を含む全ての書類に**未記入・誤り等がないか、よくご確認ください。**

○きょうだいを同時に申請する場合

・郵送の際は、1つの封筒にきょうだい分の申請書を封入してください。

・きょうだい1名につき、各々に原本が必要な書類は、【A給付認定申請書・B利用申請書・Dマイナンバー記入用紙】です。それ以外の書類は、きょうだい全員のお名前をご記入のうえ、原本ときょうだい人数分の写しを同封してください。

○既に令和5年度の保育所利用申請をして保留となっている方

令和5年度の申請は、内定辞退や利用申請取下げをしない限り、令和6年3月1日利用開始分まで有効です。申請内容に変更がなければ、お手続きは不要です。(次年度4月入所の申請は別途必要です。)

希望する園を追加・変更する場合は、上記期間内に変更の申請をしてください。

申請が不要になった場合は、すみやかに取下げの手続きをしてください。

令和5年度 横浜市保育所等利用案内(旭区版) (令和5年5月入所以降)

必ず 窓口での申請 が必要な方(旭区こども家庭支援課 区役所3階33番窓口)

区役所窓口で、**Bの番号札** をとってお待ちください。 

1 特別な配慮が必要なお子さまの入所をご希望の方

事前の相談を受け付けています。発達の遅れや障害などにより、特別な支援、医療的な配慮が必要なお子様の申請を希望される方は、旭区こども家庭支援課の窓口までお早めにお越しください。

2 横浜市外の保育所等の入所を1園でもご希望の方

- ①まず、希望先の市区町村にお問い合わせいただき、申請方法・申請締切日・必要書類をご確認ください。
- ②次に、旭区こども家庭支援課の窓口にご来庁いただき、横浜市様式の書類及び①の希望先市区町村で指定された必要書類をご提出ください。
・横浜市外の保育所等のみを申請する方は、希望先の市区町村の申請締切日のおよそ2週間前までが旭区への申請期限となります。その他の方の申請期限については、旭区こども家庭支援課にお問い合わせください。

その他 全体を通した注意事項

- ◆入所後のミスマッチを防ぐため、ご申請の前に必ず保育所等の見学をしてご希望園を決めてください。
- ◆横浜市保育所等利用案内をご一読ください。
- ◆給付認定保護者の変更について
 - 申請児童やごきょうだい給付認定を既に受けている場合、既存の給付認定保護者の方に給付認定を行います。
 - この機会に給付認定保護者の変更をご希望の場合は、別途旭区こども家庭支援課に、お手続きについてお問い合わせください。
- ◆利用申請書 **B** 表面における「利用調整の優先順位が下がる」育休延長許容可のチェック欄について
 - 本欄では「希望する保育所等に入所できない場合は、育休休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」というチェック欄を設けております。こちらにチェックをすると、就労証明書等の必要書類を提出していても、ランクI、調整指数-10、類型間の優先順位「求職中」となり、保育所等の利用調整において不利になりますのでご注意ください。
 - なお、利用申請書の裏面における「利用開始希望日に入所できなかった時の予定」で育児休業延長にチェックしても、利用調整の優先順位は上がりません。
- ◆転園を申請する方へ
 - 横浜市保育所等利用案内P15に記載のとおり、転園を申請され、希望園に内定された方は、内定を辞退しても元の保育所等を継続して利用することはできません。令和5年度の入所申請は、保護者様が取下げをしない限り、令和6年3月入所まで有効です。転園をご希望されなくなった時点で、必ず取下げのお手続きをしてください。
- ◆申請したときから保育を必要とする事由や家庭の状況に変化があった場合
 - 申請したときには働いていたが、その後、退職・転職・休職した等、保育を必要とする事由やご家庭の状況が申請したときから変化した場合には、変更について必ず旭区こども家庭支援課にてすみやかにお手続きください。提出書類や期限については、個別にお問い合わせください。

保育を必要とすることを証明する書類等(以下、証明書類)の提出について

【全員】提出期限を厳守し、証明書類の記載内容を必ずご確認ください。

保育所等利用案内のP16～P18に記載されている証明書類に不備があり再提出が提出期限に間に合わない場合、利用調整で不利になる可能性があります。申請書類一式を提出する前に、証明書類が利用案内に記載された条件等を満たしているか必ずご自身で内容を確認してください。

【就労証明書を提出する方】下記に該当する場合は、必ずご確認ください。

就労証明書は、保育所等利用案内P16の注意点と、就労証明書裏面の記載要領をご確認のうえ、記入してください。

該当する方は、就労証明書を実際に見ながら、下記の内容についてご確認ください。

1 産前・産後休業中 または 育児休業中の方

- (1) 産育休中の期間を除いた直近6か月分の実績を記載してください。
- (2) ②・③欄に「産前産後休業」や「育児休業」の期間、「入所が内定した場合の育児休業の短縮可否」の☑を漏れなく記載してください。
- (3) 妊娠悪阻等により、産休前の就労実績が減少している場合、その旨を備考欄に記載してください。
また、妊娠悪阻等により就労実績が減少している場合、①欄に記入した直近6か月分の実績に加え、さらに遡った6か月分の実績を備考欄に記載してください。
(例:産育休が2022年4月から2023年4月(予定)まで。妊娠悪阻により、2022年2月と2022年3月の就労実績が減少している場合。→①欄に、「2021年10月～2022年3月分」の実績を記入。
備考欄に、「2021年4月～2021年9月」の実績を記入し、
「妊娠悪阻により、2022年2月と2022年3月の就労実績が減少しています。」と記入。
- (4) 第1子と第2子の産休・育休を連続して取得している、または第2子の産育休前の直近6か月分の実績に第1子の産育休期間が含まれる場合、2名分の休業期間を②・③欄 及び 備考欄に記載してください。
(例:第一子 備考欄に 産休:2021年2月5日～2021年5月27日、育休:2021年5月28日～2022年2月28日、
第二子 ②欄 産休:2022年3月1日～2022年6月20日、③欄 育休:2022年6月21日～2023年4月25日)

2 新型コロナウイルスの影響により、就労実績が減少している方

新型コロナウイルス感染症に関連して、就労実績等が減少している場合は、その理由と減少している月を備考欄に記載してください。

また、直近の就労実績(①欄)に記載した月のうち実績が減少している月数分、減少する前の実績も記載してください。

(例:減少している期間が2022年4月～2022年6月の場合 (4月入所1次申請(基準日9/末)の例)

①欄には2022年4月～9月分を記載。 備考欄には、「新型コロナウイルス感染症の影響により、2022年4月～6月分の実績が減少している」旨記載のうえ2022年1月～3月分の実績を記載。)

※就労・転職して間もないため、実績が提出できない場合の記入方法については、事前に旭区こども家庭支援課にご相談ください。

3 その他、雇用契約よりも就労実績が減少している場合について

- ・妊娠悪阻以外の理由で直近6か月以内に退職されていた場合は、事前にご相談ください。
- ・祝日や年末年始休業、夏季休暇等による就労日数の減少については、特に記載いただく必要はありません。
ただし、いずれの場合も有給休暇は実績として就労日数に計上してください。